

新型コロナウイルス感染症による **国民健康保険税** の減免対象確認票

世帯主（申請者）氏名 _____ 住所 魚津市 _____

主たる生計維持者 上記世帯主 世帯主以外の世帯員 氏名 _____

I 令和3年4月1日以降、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病（1か月以上の治療を有すると認められるなど症状が著しく重い状態）を負った。

はい 保険料全額減免該当 申請手続きをお願いします。（6）へ進む

【必要書類】②医師の診断書又は医師の死亡診断書（写）

いいえ IIへ進む

↓

II 新型コロナウイルス感染症の影響（以下コロナの影響）により主たる生計維持者の事業収入等が令和2年中より減少した（する見込み）。

減少した（する見込み）収入にチェックを記入してください。

事業収入 不動産収入 給与収入 山林収入 その他→減免対象外です。（申請不可）

↳ (1)へ進む

※減少した収入の区分が異なる場合は、原則減免対象外です。

(1) 主たる生計維持者の令和2年中の合計所得が1000万円以下 かつ 減少する収入以外の所得の合計が400万円以下である。

はい → (2)へ進む いいえ → 減免対象外です。（申請不可）

↓

(2) 主たる生計維持者の減少する収入に係る令和2年中の所得が0又はマイナスではない。

はい → (3)へ進む いいえ → 減免対象外です。（申請不可）

↓

(3) 収入の減少が見込まれる状況について 該当する欄に☑し内容を確認してください。

事業収入、不動産収入、山林収入の減少の方（自営業等）

区 分	対象の可否	必要書類（写して構いません）
<input type="checkbox"/> 自営業継続中（休業含む）	対象の可能性あり。(4)へ進む。	<p><u>令和2年中の収入書類</u></p> <p><input type="checkbox"/> 令和2年分確定申告をした方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書 第1表、第2表 ・青色申告決算書（1～2ページ） 又は 収支内訳書（1ページ）と月毎の収入が分かる帳簿 <p><input type="checkbox"/> 市県民税申告をした方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月毎の収入が分かる帳簿 <p>※保険金、損害賠償等補填金、持続化給付金等の給付金があった場合はその額がわかる書類も必要です。</p> <p>(注) 所得の申告をしていない場合は、減免対象外です。申告してから減免手続きを行ってください。</p> <p><u>令和3年中の収入書類</u></p> <p><input type="checkbox"/> 令和2年中と同じ書類</p> <p><input type="checkbox"/> 所得の申告前の見込みで申請する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月から直近までの月毎の収入が分かる帳簿
<input type="checkbox"/> 自営業廃業	<p><input type="checkbox"/> 令和2年以前に廃業した → 減免対象外です。（申請不可）</p> <p><input type="checkbox"/> 令和3年以降にコロナの影響により廃業した。 → 対象の可能性あり (4)へ進む。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和3年以降にコロナの影響ではない廃業（病気、転職等）をした。 → 減免対象外です。（申請不可）</p>	上記書類 と 廃業届

□ 給与収入の減少の方（会社員等）

区 分		状 況	対象の可否 必要書類等（写しで構いません）
□会社等 退 職	□雇用保険 加入者	□65歳未満で雇用保険の給付対象であり 離職理由コードが下記の方 11 12 21 22 23 31 32 33 34	非自発的失業者の軽減対象です。 市民課③窓口で手続きとなります。 【必要書類】雇用保険受給資格者証 ※減免は対象外です。
		□上記以外の会社都合による離職者 離職理由コード 11 12 21 22 31 32	対象の可能性あり。→（4）へ進む 【必要書類】 ・雇用保険受給資格者証 ・令和2年分源泉徴収票、 ・令和3年1月から退職までの給与明細書
		□上記以外の自己都合による離職者 であって、コロナの影響で離職した方	対象の可能性あり。→（4）へ進む 【必要書類】 ・雇用保険受給資格者証 ・令和2年分源泉徴収票、 ・令和3年1月から退職までの給与明細書 ・コロナの影響で離職したことを証する書類
		□上記以外の自己都合による離職者 （懲戒解雇、病気、高齢、定年、転職等）	減免対象外です。（申請不可）
	□雇用保険 非加入者	□コロナの影響による退職	対象の可能性あり。→（4）へ進む 【必要書類】 ・令和2年分源泉徴収票 ・令和3年1月から退職までの給与明細書 ・コロナの影響で離職したことを証する書類（事業主が発行する退職証明等）
□コロナの影響ではない退職 （懲戒解雇、病気、高齢、定年、転職等）		減免対象外です。（申請不可）	
会社等就労中		(注)転職している方は、「会社等退職」の 区分を参照してください。	対象の可能性あり。→（4）へ進む 【必要書類】 <u>令和2年中の収入書類</u> ・源泉徴収票 ・月毎の給与明細書 (注)源泉徴収票が無く、所得の申告をしていない 場合は、減免対象外です。申告してから減免手続き を行ってください。 <u>令和3年中の収入書類</u> ・源泉徴収票（発行前の場合は無くて可） ・直近までの月毎の給与明細書

(4) 主たる生計維持者の事業収入等の額を確認します。

□ 事業収入、不動産収入、山林収入（自営業等）の減少の方（自営業等）

【令和2年の収入】

令和2年中の収入	+	保険金、補填金の額	-	持続化給付金等 各種給付金の額	=	①
円		円		円		円

◎青色申告決算書 又は 収支内訳書 を参照してください。

【令和3年の収入】

1月実績	2月実績	3月実績	4月実績	5月実績	6月実績・見込
円	円	円	円	円	円
7月実績・見込	8月実績・見込	9月実績・見込	10月実績・見込	11月実績・見込	12月実績・見込
円	円	円	円	円	円
算出の根拠					

令和3年中の収入	+	保険金、補填金の額	-	持続化給付金等 各種給付金の額	=	②
円		円		円		円

◎青色申告決算書 又は 収支内訳書 を参照してください。

◎見込み額で申請する場合は、

実績が判明している月分の額は、帳簿等で確認できる実績額

見込み額を算出する月分の額は、前年同月の額を記載してください。(その他一定の合理性のある理由により算出する場合はその額。(計算の根拠を下欄に記載して下さい。)) その場合、合理性が認められないとみなした場合は、減免が認められない場合があります。(廃業の場合は除く。)

□ 給与収入の減少の方 (会社員等)

【令和2年の収入】

令和2年中の収入 ①
円

◎源泉徴収票の「支払額」を参照してください。

【令和3年の収入】

1月実績	2月実績	3月実績	4月実績	5月実績	6月実績・見込
円	円	円	円	円	円
7月実績・見込	8月実績・見込	9月実績・見込	10月実績・見込	11月実績・見込	12月実績・見込
円	円	円	円	円	円
算出の根拠				合計 ②	
				円	

◎見込み額で申請する場合は、

実績が判明している月分の額は、給与明細書で確認できる額

見込み額を算出する月分の額は、一定の合理性のある理由により算出した額。(計算の根拠を下欄に記載して下さい。) その場合、合理性が認められないとみなした場合は、減免が認められない場合があります。

(5) 収入が令和2年中より3/10以上減少となるかを確認します。

$$\frac{\text{令和3年中の収入②} \quad \boxed{} \text{円}}{\text{令和2年中の収入①} \quad \boxed{} \text{円}} = \text{③} \quad \boxed{}$$

③の値が0.7を超える → 減免対象外です。(申告不可)

③の値が0.7以下である → 減免対象の可能性あり → 申請手続きをお願いします。(6)へ進む

(6) 減免申請手続き

減免要件に該当する場合は、提出先へ提出書類を揃えて申請してください。(郵送での申請も可能です。)

郵送申請先：〒937-8555 魚津市釈迦堂1-10-1 魚津市役所 税務課 住民税係)

【注】申請者は世帯主です。(世帯主以外の申請は減免非該当です。)

提出書類

1. 新型コロナウイルス感染症の影響による魚津市国民健康保険税減免申請書 (申請者は世帯主です。)
2. 事業収入等の状況申告書
(I主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったことによる申請の場合は不要です。)
3. 本票 (新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税の減免対象確認票)
4. I又はII(3)の表に記載のある必要書類 (書類の内容が税務課で確認できる場合は不要です。)

提出先

魚津市役所税務課住民税係 (⑭窓口) 持参又は郵送で提出

提出の際は本人確認のため、マイナンバーカードや運転免許証、健康保険証等をご持参下さい。

(郵送提出の場合は、その写しを添付してください。)

受付期間 令和4年3月31日(木)まで

(7) その他

- 申請受理後審査を行い、減免が承認された場合は、申請をした月の翌月以降に決定通知書を送付します。
(この通知が届くまでに納期限が到来する保険税については納付が必要です。)